

電波法の一部を改正する法律の概要

「総務省ミッション」 「Ⅱ 命を守る 4.国民の命を守る消防防災行政の推進」

・市町村が行う防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化に要する費用の一部補助

[目的] ① デジタル化で空いた周波数帯の再割当て → 新たな電波利用ニーズへの即応

② データ伝送や準動画など情報量を多く含む無線通信の高速かつ高密度化

→ 防災活動、救急・救命活動を支える通信基盤の高度化を加速

(「電波の有効利用の促進に関する検討会」報告書(平成24年12月)の提言によるもの)

法改正の概要

電波利用料の使途の範囲の拡大

電波利用料の使途として、「電波の能率的な利用に資する技術を用いた人命又は財産の保護の用に供する無線設備の整備のための補助金の交付」を追加。

【補助スキーム】

○ 実施主体 : 市町村

○ 補助対象経費

以下を一体で260MHz帯へ移行するデジタル無線設備の整備費

✓ 150MHz帯及び400MHz帯の防災行政無線

✓ 150MHz帯の消防・救急無線

○ 補助率 : 1/2

○ 計画年数 : 平成25年度～平成28年度

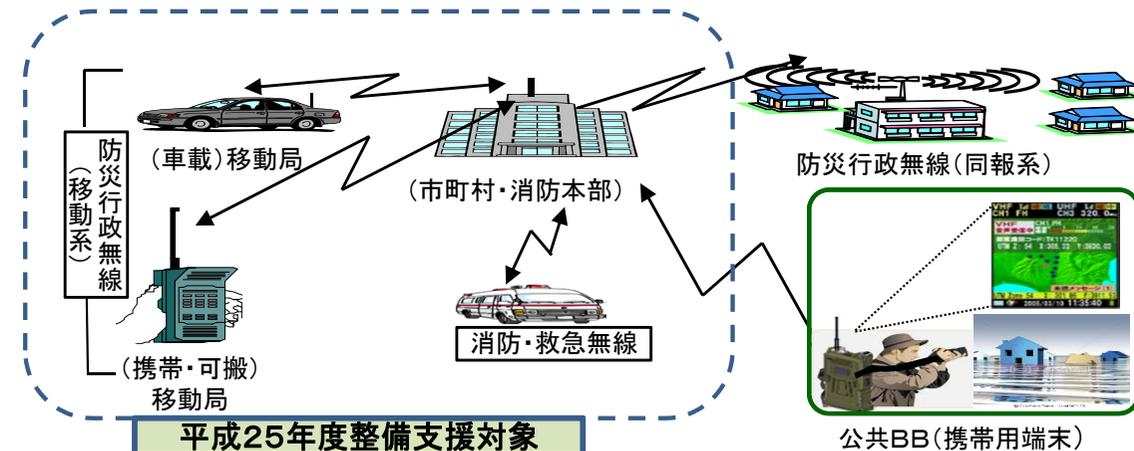
【平成25年度予算額(電波利用料財源)】

25億円(新規)

(内訳) 整備対象市町村数 : 10市町村程度
(財政力の弱い市町村を優先)

施行期日

公布の日。



<参考> デジタル化率 (平成23年度末) (平成24年度末)

防災行政無線	30.3%	37.6%
消防・救急無線	11.6%	40.6%